

芳賀町消防団員制服貸与規則

(目的)

第 1 条 この規則は、芳賀町消防団員（以下「団員」という。）の制服貸与について定めることを目的とする。

(服装)

第 2 条 すべて服装は、団員の表徴であることに深く留意し、常に清潔端正であって、服装を通じて品位の向上に努めると共にその維持管理に関しては、細心の注意を払わなければならない。

(貸与品)

第 3 条 団員に貸与する制服（以下「貸与品」という。）は、夏及び冬制服とする。

(貸与品の貸与期間及び補修負担区分)

第 4 条 貸与品の貸与期間は、4 年とする。ただし、必要に応じ、町長がこれを増減し、又は伸縮することができる。

- 2 貸与品は、当該部長を経て貸与する。
- 3 貸与期間の計算は、会計年度による。
- 4 貸与品の補修及び洗濯は、当該部の負担とする。

(貸与期間を経過した貸与品の取扱い)

第 5 条 貸与期間を経過した貸与品は、当該部に払い下げるものとする。

(貸与品の返納)

第 6 条 貸与を受けている者がその資格を失った場合は、本人が洗濯の上、7 日以内に貸与品を当該部長に返納しなければならない。

(貸与品の亡失又は破損)

第 7 条 団員は、貸与品を亡失又は甚だしく破損したときは、直ちに事由を具し、当該部長に届出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた当該部長は、その届出の事由が公務執行上やむを得ないものであるものと認めたときは、その貸与品とともに町執行部に届出、認定を受けたあと新たに貸与品を受給するものとする。
- 3 第 1 項の届出を受けた当該部長は、その届出の事由が本人の故意又は怠慢に起因するものと認めたときは、実費を弁償させうえ、前項に準じ処理するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。